

各指定障害福祉サービス事業所等運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害福祉サービス事業所等）の適切な感染防止対策の期間延長について

令和2年5月4日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第32条第3項の規定に基づき、同条第1項第1号に掲げる新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長することとされました。

また、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたが、岐阜県は、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」に引き続き位置付けられることとなりました。

これを受け、現在、県内の障害福祉サービス事業所等（障害児通所支援事業所は除く。）を対象とし、4月18日から5月6日までの間実施している特措法第24条第9項に基づく適切な感染防止対策の協力要請について、要請期間を5月31日（日）まで延長することとしましたので、各障害福祉サービス事業所等におかれましては、下記によりご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 要請の延長期間

令和2年5月31日（日）まで

2 要請内容等

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害福祉サービス事業所等）の適切な感染防止対策の協力要請について」（令和2年4月17日付け障第164号岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知）及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設（障害福祉サービス事業所等）の適切な感染防止対策の協力要請に係る留意事項について」（令和2年4月17日付け岐阜県健康福祉部障害福祉課長事務連絡）にて、県から障害福祉サービス事業所等に対して要請している内容によります。

3 参考資料

- ・「県民の皆さまへ ～緊急事態宣言の延長に際して～」(令和2年5月5日岐阜県知事古田 肇)
- ・「新型コロナウイルス感染症「緊急事態」総合対策 第二版」(令和2年5月5日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部)

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	森
電 話	058-272-1111 内 2686・2615		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		